

戦国大名武田氏における暴力の規制について (5)

畠 山 亮

はじめに

第1章 「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐる
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐる
- (3) 評価

第4節 小 括 (以上、第45巻第4号)

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開——信虎期

第1節 暴力規制の状況

- (1) 家督相続前後
- (2) 甲府移転前後
- (3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

- (1) 禁制（制札）
- (2) 権力の在り方

第3節 小 括 (以上、第47巻第4号)

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開——晴信期

第1節 「甲州法度之次第」以前の暴力規制の状況

- (1) 「甲州法度之次第」（26箇条本）制定まで
- (2) 「甲州法度之次第」（55箇条本）制定まで

(3) 暴力規制と刑事訴訟 (以上、第48巻第4号)

第2節 「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況

第1項 川中島の戦いをめぐって

(1) 第三回合戦まで

(2) 第四回合戦をめぐって (以上、第49巻第4号)

第2項 西上野侵攻をめぐって

(1) 西上野平定まで

(2) 北信濃侵攻とその後

第3項 駿河侵攻をめぐって

(1) 駿河侵攻の流れと暴力規制

(2) 戦線の拡大に伴って (以上、本号)

第4章 武田氏領国における暴力規制の展開——勝頼期

おわりに

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開——晴信期

第2節 「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況

第2項 西上野侵攻をめぐって

(1) 西上野平定まで

一 永禄4(1561)年11月、信玄は信濃に接する西上野へと侵攻する⁶²。実際の侵攻開始より早い時点から調略などの準備は進められていたようであるが、6月に有力国衆の長野業正が死去し、9月に第四回川中島合戦を終えるなどした段階で、本格的な侵攻に着手することとなった。この事業は、永禄9年9月の箕輪落城で一段落し、西上野をほぼ平定する。ここでは、西上野侵攻をめぐって、その展開に沿って暴力規制がどのように行われたか、見て行くことにしよう。

まず、国峰城攻略など初期の進軍に伴って、以下の2通が確認できる。

[史料42] 武田信玄制札写

制札

右当手之人数 長年寺於寺中、不可致狼藉、若有違犯輩者、堅可其斷者也、^{〔有毅力〕}

(永禄四年) (武田信玄)
十一月十三日 花押⁶³

[史料43] 武田家高札

(竜朱印)
○高札 一宮

甲・信両国軍勢、於于当社、停止乱妨狼藉畢、就中不可破却社壇、若兩条之趣、令違犯者、可行罪科者也、仍如件、

永禄四年

十一月廿五日⁶⁴

これらは、榛名山南麓の曹洞宗寺院・長年寺と上野一宮の貫前神社に出された高札である。

また、永禄 6（1563）年12月の倉賀野城・箕輪城攻めに際しては、以下の高札が出されている。

[史料44] 武田家高札

(竜朱印)
○高札 石上郷

軍勢甲乙人等、於于彼郷中、乱妨狼藉之事、令制止畢、若有違犯之族者、可行罪科者也、仍如件、

永禄六年

可加成敗者也、仍如件、

永禄六年 癸
亥

十二月九日⁶⁵

このように、上野でも、社寺に加えて郷にも制札・高札が出されている訳である⁶⁶。

二 ところで、このうち [史料42] に関連して、この永禄 6 年の箕輪城

攻めに際しても高札が見られる。

[史料45] 武田家高札

(竜朱印)



高札

長年寺

当手甲乙之軍勢、於于彼寺中、乱妨狼藉破却之事、停止之畢、若背制止者、可行罪科者也、仍如件、

永禄六年^{癸亥}

十二月五日⁶⁷

これら長年寺宛ての制札・高札については、関連して永禄10（1567）年3月7日付の文書⁶⁸がある。これは、長年寺の住持・受連が、永禄4年から10年までの約7年間、寺をどのように守り続けたかについての覚書なのであるが、そこには[史料42]の正文と[史料45]の二つの制札・高札を受け取るに至った経緯や背景、その後に起こったことなどが記されていて、戦国期における制札・高札の意義や入手・利用方法などについて伝える史料として峰岸純夫氏⁶⁹などによって夙に紹介されている。合わせて見てみることにしよう。

まず[史料42]の制札は、永禄4年11月24日、国峰城攻めのため武田信玄が小幡に来た時に参上して申し請けたものであり、[史料45]の高札は、永禄6年12月5日、倉賀野城攻めのため信玄が木部に陣を取った時に参陣して申し請けたものであるという。ここからは、峰岸氏の指摘通り、これらの制札・高札が、信玄から一方的に与えられたものではなく、それを必要とする受連が主体的に働きかけて出されたものであるということが分かる。

続いて、制札を受け取って以降のことが述べられるが、この内容に更に注目したい。

〔史料46〕 長年寺受連覚書

〔前略〕数箇度箕輪於当地動之時者、愚僧一人当寺ニ残留テ、捧彼御判形持、諸軍立向利、問答ルこと七ヶ年也、^{〔直カ〕}□ 触忤戦事一ヶ度、被剥執事三度、仁馬雑物被取事者不知数、及餓死事兩年、寺家門前二百余人之僧俗尽離散、於他方失死也、只吾一人終此地不退臥山隠里、守当寺、上下百里之内神社仏閣一所モ不殘人境断絶、愚僧心事之劬勞以一身之稼ヲ、此長年寺計昔之屋体堅固ナリ、〔後略〕⁷⁰

その制札を受け取って以降、何度も軍勢が侵攻して来たが、受連一人は寺に残留してこの制札を持って、諸軍に立向い7年にわたり問答したという。その間、合戦に遭遇すること1回、剥ぎ取られること3回、人馬や雑物を奪われること数知れず、餓死寸前になること2年、寺家門前二百余人の僧俗がことごとく離散し、どこかに行ってしまう中で、受連一人が最後までこの地を退かず、周辺の山里に隠れ住み、この寺を守ったのであり、広い地域に社寺が一つも残らず人が居ない中、受連の苦勞とその働きによって、この長年寺だけが以前の建物を堅持できたという。

以上のことから第一に、「寺だから平和に」という論理がまったく成り立たず、通用していないことが分かる。先に見たように、制札・高札は社寺のみならず郷にも出されており、これまで甲斐・信濃で見たのと同様に、上野においても、〈聖〉と〈俗〉との垣根を越えていて、社寺の宗教的觀念を離れ、世俗的な論理から暴力規制が行われていることが確認できるが、ここでは、それが更に、戦争という典型的・強大な暴力が目前に現存するという事態が、言わば〈聖〉と〈俗〉とを超えた次元での平和領域の拡大を極めて容易なものにしていると言えるのである。

第二に、制札・高札の申請・受領からその具体的な利用をめぐる受連を主体とするエピソードは、実に明瞭な〈自力〉と〈権力〉との結び付きの表れと言える。これはすなわち、当該領域における暴力規制の実現には、

いずれか一方で足りるものではなく、両者が結び付き、実際には後者のお墨付きを得た前者が不断に努力することではじめて達成されることを意味するのである。

このことは、第3章第1節(3)・第2節(2)で見た、実際に暴力行使があった場合の摘発・取締における郷村のシステムとの関係を想起させる。

[史料47] 武田家朱印状



軽井沢并境豊後守・内蔵助・縫殿介・新四郎・境之右馬助、

以上、

右謀叛・殺害・刃傷并盜賊・山賊・火賊・夜討・博奕等糺明、徴所岩村田江参仕、可令言上、若令隱密者、於印判衆可行同罪者也、仍如件、

癸
亥
永禄六年

九月廿日⁷¹

これによれば、上信国境近くの軽井沢郷に対して、「殺害」「刃傷」という暴力行使を含む行為を「盜賊」「山賊」「火賊」「夜討」「博奕」という明確な犯罪的行為と並べて掲げ、その者の告発を命じ、もし郷からの告発が無く隠匿が明らかになれば、「於印判衆可行同罪郷」、とされており⁷²、この時期の上信国境近くにおいても、暴力行使があった場合の取締りを郷村のシステムと協同して行っていることが分かる。このことを長年寺の件と合わせれば、在地社会に蓄積された自力を武田氏の側が利用して、そこを基盤とすることで武田氏権力による暴力規制の深化が進められている、と評価できるだろう⁷³。

三 最後にこの後の西上野情勢を概観しておく⁷⁴。永禄7(1564)年2月、和田城の普請を督促し、5月に倉賀野城を攻略する。前項で見た通り、6月の飛驒出兵、7月から10月1日までの川中島合戦(第五回)を挟みな

がら、翌8年2月に上野へ出陣する。明けて9年、蘆名と結び後援を期した後、3月から4月初旬に上野出陣し、9月末に箕輪城を攻略し、これで西上野をほぼ制圧、12月に箕輪入城を果たす。翌10年3月にも派兵し、それに合わせて渋川の子持神社に対し、「乱妨狼藉」を禁ずる高札が出されている⁷⁵。5月に総社城を攻略、この頃には西上野は安定的支配領域へと移行したとされる。12月、箕輪城には大井高政・満安父子が入り、その後は浅利信種が箕輪城主となるが、後述する駿河侵攻における三増峠の戦で12年10月に戦死し、跡は内藤修理亮昌秀が継ぐ。

（２）北信濃侵攻とその後

一 永禄10（1567）年3月、ほぼ平定した西上野を気にかけながら、信玄は信濃北部へも侵攻する⁷⁶。これは11年まで続いたが、その評価は分かれている⁷⁷。ここでは、その動きを概観しながら、それに沿って暴力規制について見て行くことにする。

3月、蘆名勢と示し合わせて侵攻するが、4月には上杉軍に野尻城を奪還されるなど、十分な戦果を上げられずにいた。11年6月、越後国村上の揚北衆（有力国衆）本庄繁長が上杉輝虎に反乱し蜂起すると、それに合わせて7月に信越国境に侵攻⁷⁸、これに一向一揆や神保長職も呼応した。その際、更級郡の真宗寺院・康楽寺に対し、「濫妨狼藉」を禁ずる高札が出されている⁷⁹。

その後、織田信長と和睦し、9月に上杉氏と断交する。その際、壁田の山田飛騨守知行方に対し、「乱妨狼藉」を禁ずる高札が出されている⁸⁰。また10月には、長沼城近辺の真宗寺院にも「乱妨狼藉」を禁ずる禁制が出されている⁸¹。後者の一つについて見てみる。

〔史料48〕 武田家禁制

長沼番勢之衆・越国出張之御参陣之衆、於于当寺家、乱妨狼藉并陣取等、御禁制候者也、仍如件、

永禄十一年 戊辰
十月三日 ○
(竜朱印)
跡部大炊助 奉之
勝楽寺⁸²

これについては、既に原田和彦氏によって、当該地域で有力な真宗寺院の取り込み政策の一環と評価されている⁸³が、そのことから、先程〔史料42〕〔史料45〕〔史料46〕で見た西上野の長年寺がもともとは長野氏と関係が深く、長野氏の菩提寺ともいべき寺院⁸⁴であったにもかかわらず、住職の受連が自ら武田信玄のところへ出向き制札を下付され、武田氏の庇護下に入るに至ったという事実が想起される。つまり、武田氏の立場からすると、戦乱を前提としてこれら禁制を出すことで、新たに進出する地域に対して、当地の支配権を主張する狙いもあると言える訳である⁸⁵。かような観点からすれば、必ずしも西上野のように順調に行かず、十分かつ永続的な効果を上げたとは言えないだろうが、〈限定的〉な暴力規制として捉えて見れば、その限りで暴力規制が進んだ、と積極的に評価することもできよう。

二 かかる見方を踏まえて、次の文書を見てみよう。

〔史料49〕 武田家朱印状写

○ 覚 (竜朱印影)

- 一、城内昼夜用心・普請等、弥不可有由断事、
- 一、地衆濫不可入城内事、
- 付、往還之人改之事、
- 一、対地衆不可致非分狼籍事、
- 一、越国之模様、入于念聞届、節々注進事、
- 一、為相原庄左衛門尉替、天河兵部丞差越候事、
- 付、相原帰路之上、兵部丞每事相談之事、

以上

（永禄十年力）

八月七日

市川新六郎殿⁸⁶

これは、弘治２年に大熊朝秀と共に武田氏に降って以来、信越国境を支える市川信房⁸⁷に対して出された「城中覚書」である。年次未詳であるが、一連の北信濃侵攻の中で出されたものであり、非常に緊迫感の伝わる内容となっている。すなわち、これまで見て来た制札などとは系統を異にするもので、戦争を直接の前提とした「城内」という制限された領域に対しての限定された状況下における規制と分類される。直接的に暴力規制に関わるものは広く見て第三条という程度であるが、かように戦争を前提として限定された状況下における規制という類型それ自体について、駿河国に関して更に進められるので、その嚆矢として取り上げておく。

なお、この間にも甲斐では〈平時型〉の禁制も出されており、引き続き安定した統治が行われていることがうかがえる⁸⁸。

第３項 駿河侵攻をめぐる

（１）駿河侵攻の流れと暴力規制

— この後、信玄は、いよいよ進路を南、すなわち駿河へと向ける⁸⁹。その前提として、永禄３（１５６０）年の桶狭間の戦における今川義元の敗死に端を発し、６年閏１２月の今川領国内の国衆達の混乱、所謂「遠州惣劇」がある。更に直接的には、８年１０月に、今川氏真の妹を妻とする嫡男・義信が、信玄暗殺を企てたとして幽閉され、一派の中心たる重臣・飯富虎昌が処刑されるという大事件があった。そして、信玄が家臣２３７人から自身への忠誠を誓う起請文を提出させることで引き締めを図り、氏真が武田領国への塩留めに踏み切った２か月後の１０年１０月１９日に義信が死去すると、

今川氏は上杉氏と、武田氏は徳川氏及び織田氏と和睦交渉を進めることとなり、甲駿両国間は緊張の度を増して行った。

そして遂に11年12月6日、信玄は今川氏と断交し、駿河へ進出するが、ここでもこれまでと同様に多くの制札・高札などが出されることになる。ここからはまず、駿河侵攻を開始してから元亀2（1571）年1月16日に深沢城を攻略するまでについて、侵攻の流れに沿ってその中で見られる暴力規制を概観するところから始めよう。

二 早速、12月7日、行軍先の柚野の光徳寺と南部の万福寺に軍勢の「乱妨狼藉」を禁ずる高札・禁制が出されている⁹⁰。9日に富士宮の大宮城を攻撃すると、10日、富士の実相寺と先照寺に同様の禁制が出されている⁹¹。駿河攻め本格化に合わせて駿河富士郡方面での暴力規制が進んでいる。

この後、13日には駿府に侵入し、氏真らは懸川へと落ち行くこととなった。この事態に激怒した北条氏康・氏政が武田氏と断交、駿河に出兵したことで、以後は主として対北条氏の戦いとなる。明けて12年1月26日から駿府に在陣して薩埵山の北条氏政と対決、氏邦を興津で迎撃するなどする。その間の1月17日、静岡八幡宮に「濫妨狼藉」を禁ずる制札が出されている⁹²。しばらくの間、対峙が続いた後、国人達の一揆による抵抗などもあって、4月24日に一旦甲斐へ撤退した。これに先がけて19日に、興津城の穴山信君と久能山城の板垣信頼に対して定書が出されている⁹³。

三 5月6日、氏真が徳川氏と和睦、15日に小田原へ向かった。6月8日、武田軍は北条氏照の滝山城と伊豆三島を攻めた後、16日に御殿場より入って23日から大宮城を攻撃、7月2日に三島焼き討ち、北条で北条氏規らを破るなどし、3日には大宮城の富士信忠を降伏させた。これに際して7月1日と5日に、近隣の諸郷に対し、「濫妨狼藉」「乱妨狼藉」「狼藉」を禁ずる高札が出されている⁹⁴。この前後に、越相同盟と甲越和与がそれぞれ成立している。

一旦帰国した後、８月24日に西上野から武蔵へ侵攻するが、これに先んじる８月16日、南部の円蔵院に対し軍兵の「濫妨狼藉」を禁ずる定書が出されている⁹⁵。北条氏邦の鉢形城から氏照の滝山城へと進軍し、10月１日に小田原城を攻囲するが４日には撤退し、６日に三増峠で北条軍を撃破し、７日に上野原に帰陣した。

四 11月５日に出陣した信玄は、22日、上野強化を求める家臣団の声⁹⁶を抑え、駿河に侵攻する。12月６日に蒲原城を攻略し、13日には駿府再占領に成功する。同日、浅間神社山宮に対し軍勢の「濫妨狼藉」を禁ずる高札が出されている⁹⁷ことは象徴的とも言える。明けて永禄13＝元亀元年1月16日、静岡満願寺に対し同様の高札が出されている⁹⁸。２月までには駿遠国境に近い花沢城・徳一色城を開城させ、これで駿東郡を除く駿河の制圧に成功した。下旬に帰国し、武蔵・上野へも侵攻しながら⁹⁹、４月以降、駿東・伊豆に攻勢を掛け、12月に興国寺城・深沢城を攻撃、翌２年1月16日に深沢城を攻略し、ここにおいて駿河をほぼ制圧するに至った。

(2) 戦線の拡大に伴って

一 以上が当該期間の駿河における暴力規制の総体となる。これを踏まえて、特徴的な点について取り上げて見てみよう。

まず、一見して、制札・高札・禁制が多く出されていることが分かる。その大半は、一般的に「乱妨狼藉」などを禁ずる典型的な〈戦時型〉のものであるが、ここでは、その中から永禄12年1月17日付の制札を取り上げる。

[史料50] 武田家制札

(竜朱印)

○制札 八幡宮

- 一、於于宮中叨剪取竹木之事、
- 一、濫妨狼藉之事、

一、盜賊之事、

以上

右三ヶ条、於違犯之族者、忽可被行死罪者也、仍如件、

永祿十二年^{己巳} 跡部大炊助奉之

正月十七日¹⁰⁰

先述の通り、初めて駿府を奪取する際に、近隣の八幡宮に対して出されたものである。一見すると通常の〈平時型〉に見えるが、駿府という最重要地点にまつわる戦乱の最中に出されたものであることを踏まえれば、「盗賊」「死罪」の両語が注目される。すなわちここでは、「盗賊」という明確な犯罪行為を明記し、「濫妨狼藉」はそれと並べられ、「死罪」という具体的な刑罰を示して規制されているのであり、戦時の治安維持の観点を強く打ち出す形で、その規制をより具体的・現実的なものに行っていると言える。前項〔史料47〕のところでも触れたが、これまで〔史料29〕や〔史料38〕などの郷に対する犯罪的行為の取締り指令で見たのと同様の論理が、神社に下付された制札においても採られている、とも言えるだろう。

他方で、伝統的な禁制に載る「剪取竹木」事項も並んでいることから、前項で見た〈聖〉と〈俗〉との垣根を越えて混在した論理からの暴力規制が更に顕著に進められている、ということも指摘できる。それは言わば〈平時型〉〈戦時型〉の相対比とも評価でき、数多く出される制札・高札・禁制についても、かかる文脈から捉える必要がある¹⁰¹。

二 次に、永祿12年4月19日付の江尻城定書を取り上げる。

〔史料51〕 武田信玄判物写

定

一、城内之用心并門城戸之番、昼三度・夜三度可被相改事、

一、諸城戸今日酉刻閉門、翌日辰巳兩刻之間可開之事、

一、本城之用心、別而肝要之間、不可有疎略事、

一、駿州衆惣而城内江出入、分別之外候、就中本城ニ不断、先方衆居住堅禁之候、但於無拋用所之人者、昼計可出入、是も不可過十人候、從西刻明巳之刻迄者、一切本城江先方衆出入堅禁制之事、

附、此旨無思慮出入之輩者、可為罪科之事、

一、他人之同心・被官相頼候とも、不可有許容候、但寄親・当主人深令納得者、甲府江可被得内義之事、

一、其方直之被官之外、縦雖有重科、信玄不能得下知而、為私不可被行法度事、

一、金吾知行分之外、盜賊謀叛殺害罪科以下之糺明之義、久能之当在城衆可有談合之事、

附、掛川・蒲原落居、世上静謐之砌、当国之法度可被行所、可令傍示之事、

一、三之曲輪ニ被作家、当国衆参会尤ニ候事、

一、毎日金吾自身諸曲輪有見廻、堀築地尺木破損之所可有再興之事、

一、敵取掛候砌、必城外之防戰禁止之候、於堀際可決勝負事、

一、在城衆并番手衆、猥り于城下徘徊堅停止之事、

一、大酒禁法之事、

附、在城之貴賤、兩飯之外、猥り于不可食餅飯之事、

一、人質之番、不可有疎略之事、

一、於乱舞・博奕之輩者、可加成敗之事、

一、在城并番手衆之貴賤、具足・甲・手卷^{〔遊〕}・脛楯・弓・鉄炮^{〔鎗力〕}・鎗・小旗・指物、節々可被相改之事、

以上

永禄十二年己^{〔巳〕}丑

四月十九日 (武田信玄)
在判

(穴山信君)
左衛門太夫殿¹⁰²

これは、兵糧不足や今川・徳川両軍による東西からの挟撃の懸念から信玄らが一旦帰国するのに先がけて再度侵攻するまで重要拠点として確保するべく、旧今川家臣と共に籠城して北条軍と対峙するという重要かつ困難な使命が与えられた興津城の穴山信君に対して出された定書であり、かなり慎重に戦術が記されている¹⁰³。したがって、緊迫感に溢れた内容になっており、「大酒禁法」(第12条)「於乱舞・博奕之輩者、可加成敗」(第14条)など、とりわけ城内の引き締め・治安維持といった観点からの興味深い条文構成となっているが、ここでは同日に久能山城に出された定書には置かれていない5箇条の一つである第7条(下線)に注目してみよう。「金吾知行分之外」での「盗賊謀叛殺害罪科以下」という暴力行使を含む犯罪的行為が発生した場合について、「久能之当在城衆可有談合」という解決方法が示されているが、それは上記の状況に規定されたものであることは言うまでもない。前項〔史料49〕より更に切迫した状況の下で、限定的に、細かく特殊な形での規制としている、と見ることができる。換言すれば、かような制限・限定の下であれば、言わば一般法を離れた臨時法的な形で、例えばより厳しい規制を定めることも可能になる、そういう可能性がここには見えるのである。

三 最後に、甲駿の通過点に当る河内地方における規制に注目してみよう。

既に触れた中から永禄11年12月7日の2つの高札・禁制を見てが出されている

〔史料52〕 武田家高札

(竜朱印)

○高札

光徳寺

甲乙之軍勢、於于当寺、不可乱妨狼藉、若背此制止者、可被行罪科者也、仍如件、

永禄十一年^{戊辰} 土屋平八郎奉之
十二月七日¹⁰⁴

[史料53] 武田家禁制

(竜朱印)



禁制

万福寺

- 一、軍勢陣取之事、
- 一、剪竹木之事、
- 一、乱妨狼藉之事、

右条々、於于違犯之輩者、可被行罪科者也、仍如件、

永禄十一年^{戊辰} 土屋平八郎奉之
十二月七日¹⁰⁵

これらは、駿河侵攻の最初期に、その通り道や近辺に出されたものであり、日付は同じ、内容は文言にやや相違はあるが、軍勢の「乱妨狼藉」を禁ずる趣旨は同様と見て良いだろう。それが、[史料52]は富士南麓の柚野、[史料53]は穴山氏の本拠・河内地方の南部のそれぞれ寺院に出されている点が重要である。

縷々述べているように、穴山氏は、武田氏との関係性という点で重要な存在である¹⁰⁶。前に見たケース（前節第1項(2)）では、宛所が久遠寺ということで、その宗教的な特性を重視し、穴山氏の支配領域に対する武田氏の「介入」と見る見方を否定的に評価したが、今回の事例を見ると、やはり肯定的に評価する見方が妥当のようにも映る。

しかし、今回の特異性は、戦争を大前提としているところにこそある。駿河侵攻という一大事業の前において、限定的に武田氏の〈優位性〉が前面に出て来ている、と見るべきであると考え。実際、平時においては穴山氏も久遠寺に対して禁制を出しており¹⁰⁷、そこに武田氏に対する遠慮

は見られない。今回のケースで両者の関係を一般化するべきではなく¹⁰⁸、戦争というものの持つ大きな力が両者の関係にも影響を与え、限定的な状況下で平時とは異なる暴力規制が行われるに至っている、と見るのが妥当だと考える。但し、そこを梃子として両者の関係に変化が生じる可能性は否定できず、この点は指摘しておく。

(未完)

注

- 62 その過程については、柴辻俊六「西上野領の支配」(同著前掲『戦国期武田氏領の地域支配』所収)、同「上武国境地域の支配」(同著前掲『戦国期武田氏領の形成』所収)、栗原修「武田氏の箕輪領支配」(同著『戦国期上杉・武田氏の上野支配』(岩田書院、2010年)所収)など参照。また、国衆の動向については、黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、1997年)、同「武田氏の西上野経路と甘利氏」(同著『戦国期東国の大名と国衆』(岩田書院、2001年)所収)、恩田登「戦国期西上野地域領主の史的考察——南牧衆中の市川氏について——」(『武田氏研究』第47号、2013年)・同「戦国期西上野地域領主の史的考察——山中地域の黒沢氏について——」(『信濃』第68巻第7号、2016年)なども参照。
- 63 長年寺文書(『戦国遺文 武田氏編 第一巻』761号、274頁)。
- 64 大坪家文書(同上763号、同上)。
- 65 富田家文書(同上847号、301頁)。
- 66 これに先立つ永禄5年4月24日には、上信国境の軽井沢と思われる郷にも制札が出されている(佐藤家文書、同上780号、280頁)。
- 67 長年寺文書(同上846号、301頁)。
- 68 長年寺受連覚書(長年寺文書、『戦国遺文 武田氏編 第六巻』4208号、171頁)。
- 69 前掲峰岸「戦国時代の制札とその機能」「制札と東国戦国社会」、鴨川達夫『信玄と勝頼——文書にみる戦国大名の実像』(岩波書店、2007年)、鈴木将典『戦国大名武田氏の戦争と内政』(星海社、2016年)など参照。
- 70 註68参照。
- 71 佐藤家文書(同上836号、298頁)。
- 72 印判衆については、黒田基樹「武田氏家中論」(前掲『戦国大名武田氏の権力と支配』所収)などを参照。
- 73 かかる評価は、駿河侵攻に係る永禄10年以降に行われるようになる戦争への民衆動員へも繋がると考えるが、ここでは指摘に留める。なお、さしあたり鈴木将典「武田領国における民衆動員」(同著『戦国大名武田氏の領国支配』(岩

- 田書院、2015年）所収）など参照。
- 74 註62参照。
- 75 永禄10年4月7日付 武田家高札写（子持神社文書（『戦国遺文 武田氏編 第二巻』1064号、109頁））。
- 76 『飯山市誌』歴史編上巻（1993年）、柴辻俊六「北信濃進攻と支配」（同著前掲『戦国期武田氏領の地域支配』所収）前掲平山『武田信玄』、前掲鴨川書など参照。
- 77 同上。
- 78 但し、信玄が直接に飯山城に出陣していたか否かについては争いがある（同上）。
- 79 永禄11年7月6日付 武田家高札（康楽寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第二巻』1292号、228頁））。
- 80 永禄11年9月16日付 武田家高札写（『諸家古案集』二（同上1312号、234頁））。
- 81 永禄11年10月3日付 武田家禁制（勝楽寺文書（同上1319号、246頁））、同左（称名寺文書（同上1320号、同左））、同 武田家禁制写（証蓮寺田蔵文書（同上1321号、247頁））。
- 82 上掲勝楽寺文書。
- 83 原田和彦「信濃にとっての川中島合戦」（長野県飯山市編、笹本正治監修『川中島合戦再考』（新人物往来社、2000年）所収）、前掲柴辻「北信濃進攻と支配」参照。
- 84 前掲峰岸論文参照。
- 85 註15参照。
- 86 （永禄10年カ）8月7日付 武田家朱印写（『歴代古案』六（『戦国遺文 武田氏編 第二巻』1098号、121頁））。なお柴辻氏は永禄11年とする（前掲「北信濃進攻と支配」）。
- 87 市川信房については、西川広平「戦国大名武田家と市河家」（『信濃』第60巻第10号、2008年）、平山優「山本勘助・菅助研究の軌跡」（山梨県立博物館監修、海老沼真治編『「山本菅助」の実像を探る』（戎光祥出版、2013年）所収）、樋口和雄「市河信房の生涯と計見郷への本拠地移動」（『信濃』第69巻第12号、2017年）など参照。
- 88 永禄11年5月2日付 武田信玄禁制（伝嗣院文書（『戦国遺文 武田氏編 第二巻』1264号、218頁））など。
- 89 『小山町史 第六巻 原始古代中世通史編』（1996年）、『静岡県史 通史編 2 中世』（1997年）、小和田哲男「武田信玄の駿河振興と今川氏真」（静岡県地域史研究会編『戦国期静岡の研究』（清文堂、2001年）所収）、黒田基樹「北条氏の駿河防衛と諸城」（前掲『戦国期東国の大名と国衆』所収）、前掲平山『穴山武田氏』、前掲小笠原論文など参照。
- 90 永禄11年12月7日付 武田家高札（光徳寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第

- 二卷』1335号、251頁))、同 武田家禁制 (万福寺文書 (同左1336号、252頁))。
- 91 永禄11年12月10日付 武田家高札 (実相寺文書 (同上1338号、同上))、同左 (先照寺文書 (同左1339号、同左))。
- 92 永禄12年1月17日付 武田家制札 (八幡神社文書 (同上1355号、258頁))。
- 93 永禄12年4月19日付 武田信玄判物写 (『駿河国新風土記』卷一九 (同上1396号、279頁))、同 武田信玄判物 (森田家文書 (同左1397号、280頁))。
- 94 永禄12年7月1日付 武田家高札写 (『佐野六蔵家文書』 (同上1424号、289頁))、同 武田家高札 (佐野治兵衛氏旧蔵文書 (同左1425号、同左))、同 武田家高札写 (『諸家文書纂』九 (同左1426号、同左)) 同5日付 武田家高札 (西山本門寺文書 (同左1430号、290頁))、同 武田家高札写 (妙蓮寺文書 (同左1431号、同左))、同 武田家高札 (望月家文書 (同左1432号、291頁))、同 武田家高札写 (『判物証文写』武田二 (同左1433号、同左))、同 (『判物証文写』武田一 (同左1434号、同左))、同左 (『佐野六蔵家文書』 (同左1435号、同左))、同左 (『佐野家蔵文書』 (同左1436号、292頁))。
- 95 永禄12年8月16日付 武田家朱印状 (円蔵院文書 (同上1446号、295頁))。
- 96 関連して参考までに、例えば、永禄12年11月19日付で武州長泉寺宛てに「乱妨狼藉」を禁ずる高札が出されている (長泉寺文書 (同上1475号、306頁))。
- 97 永禄12年12月13日付 武田家高札 (浅間神社旧山宮大夫文書 (同上1483号、308頁))。
- 98 永禄13年1月16日付 武田家高札 (満願寺文書 (『戦国遺文 武田氏編 第三卷』1491号、3頁))。
- 99 これに関連して、永禄13年2月28日付で秩父高源院宛てに軍勢の「乱妨狼藉」を禁ずる高札が出されている (高源院文書 (同上1516号、12頁))。
- 100 註92参照。
- 101 他方で例えば、信濃国明科の泉福寺に宛てた元亀元年9月8日付 武田家禁制 (『戦国遺文 武田氏編 第三卷』1591号、37頁) は簡条書きで「狼藉」などを禁ずる、従来通りの〈平時型〉禁制と見え、その性質・内容は当該地域の情勢に応じて規定されることを示している。
- 102 註93所掲 武田信玄判物写。
- 103 前掲平山『穴山武田氏』124頁以下。
- 104 註90所掲 光徳寺文書。
- 105 同上 万福寺文書。
- 106 第2章第2節参照。
- 107 永禄9年12月11日付 穴山信君禁制写 (久遠寺文書 (『戦国遺文 武田氏編 第二卷』1044号、101頁))。
- 108 前掲丸島「戦国大名武田氏と従属国衆」、前掲平山『穴山武田氏』など参照。